**御意見を伺いたい事項**

資料３

|  |
| --- |
| **≪基本的考え方≫**「大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みについて（提言）」を踏まえ、障がい以外の人権課題への応用可能性について検討する。**検討対象とする分野**府民生活に深く関わる8分野（①商品・サービス、②福祉サービス、③公共交通機関、公共的施設・サービス等、④住宅、⑤情報・コミュニケーション、⑥教育、⑦医療、⑧雇用）**検討対象とする事例（ガイドラインで取り扱う差別）**・不当な差別的取扱い：特定の属性を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。・合理的配慮の不提供：特定の属性を有する者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、当該者の権利利益を侵害すること。※私人の行為等・虐待等・制度やサービスのあり方の見直しが必要と考えられるものはガイドラインの対象外とする。なお、私人の行為等については啓発を通じて対応する。 |

第２回有識者会議で、御意見を伺いたい事項は以下のとおりです。

**（１）対象にする人権課題について**

障がい以外のあらゆる人権課題を包括的に対象とする場合の課題・考慮すべき事項は何か。

**（２）法的根拠について**

ガイドラインや相談・紛争の解決の仕組みを構築するにあたり、その法的根拠をどう考えるべきか。根拠としての条例の必要性についてどのように考えるか。

**（３）救済のあり方について**

 ガイドラインを活用した相談、紛争の防止・解決に係る救済のあり方として、どのような仕組みが考えられるか。

**（４）その他**

 　障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを、障がい以外の人権課題に応用する場合の課題・考慮すべき事項は何か。